

## 地域振興会議方針案（未定稿）

<各項目へ落とし込み>

項目		主な意見	【参考】地域振興会議	支所案
位置付け		・任意機関（要綱設置）	地方自治法第138条の4第3項に規定する執行権を有さない附属機関（条例設置）	
設置区域		合併前の旧町村区域ごと	合併前の旧町村区域ごと	
設置の目的		・地域特有の課題や地域活性化について、地域住民が主体となって議論や検討を行い、持続可能な地域共生のまちづくりを推進する。	本市の一体的な発展に資する新市域の振興を目的に設置する	
所掌事務		<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域特有の課題や地域活性化について地域住民が主体となって調査・研究を行い、解決策について検討する。</li> <li>・必要に応じて、地域ごとのまちづくりの方向性を示した、地域プランを作成する。</li> <li>・課題解決に資する市に対する政策提案を行う。政策提案を行うにあたり、対象区域住民の意向把握や情報共有に務める。</li> </ul>	(1)本市の一体的な発展に資する対象区域の振興に関する事項について、市長の諮問に応じ、審議し、答申すること。 (2)対象区域の振興に関する事項について、調査及び審議すること。 (3)前2号に定める事項について答申し、又は意見を述べるに当たっては、対象区域の住民の意向把握に努めるものとする。	
組織	委員人数	12名以下	12名	
	委員構成	地域の実情に合わせた柔軟な構成 ・専門分野に特化 ・各地区から平等に参加できるようにしてほしい。 ・現行の構成はバランスが良い。	(1)自治会、まちづくり協議会等の役員の職にある者 (2)学識経験を有する者 (3)公募により選任された者 <small>※対象地域に住所を有する者もしくは勤務している者またはこれらに準じる者（対象地域の出身者等）</small>	
	委員の委嘱		各総合支所長が市長へ内申	
	委員報酬		日額 7,000円	
	その他	・任期に制限を付けるべき	任期：2年（再任を妨げない。）	
会議	会議の召集	・オブザーバー参加を可能としてほしい。	◆次の場合に会長が召集 ①市長又は会長が必要と認めるとき ②委員の4分の1以上から請求があるとき <small>※市長又は会長が必要と認めるときは、合同会議を開催することができる。            ※会議は公開とする。            ※必要があるときは、委員以外の者の出席等を求めることができる。</small>	
	会議回数	6回程度 ・内容によっては増やす必要もある	8回（R3～4のみ6回）	
	会長会		◆市長は必要に応じて会長会を招集できる。 ◆会長会の庶務は市民生活部地域振興課が処理する。 <small>※年2回開催</small>	
	その他	・会議の開催は夜や休日でも良い ・先進地視察は必要	視察：隔年実施（4地域ずつ）	
意見等の尊重・議会への報告		・市（もしくは市長）に意見を述べる仕組みは残してほしい。	◆市長は答申・意見を尊重し、本市の一体的発展・該当地域の振興に努める。 ◆意見が提出され、市長が必要と認めるときは市議会に報告する。	
設置期間			平成27年4月1日～令和7年3月31日	
庶務		各総合支所	各総合支所	
その他		・会議で話し合った内容を住民に広める広報が必要		